

京都市告示第278号

京都市宝が池公園子どもの楽園条例第3条の規定に基づき、開園時間を次のとおり臨時変更します。

令和7年7月7日

京都市長 松井孝治

開園時間を令和7年7月19日から同年8月24日までの間「午前9時から午後4時30分まで」を「午前9時から午後5時まで」に臨時変更します。

(建設局みどり政策推進室)